

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

規則	〇指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	三〇〇
告示	〇救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	三〇〇
公告	〇県営土地改良事業計画を定めた件	三〇〇
	〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三〇〇
	〇随意契約の相手方を決定した件	三〇〇
	〇一般競争入札を行う件	三〇〇
	〇福島県警察本部	三〇〇
	〇一般競争入札を行う件	三〇四

## 規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月十一日

### 福島県規則第五十七号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第二ふくしま未来農業協同組合の項中「新地総合支店、相馬中村総合支店」を「新地支店、相馬中村支店」に、「原町総合支店」を「原町支店」に、「小高総合支店、飯

福島県知事 内堀雅雄

館総合支店」を「小高支店、飯館支店」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

（出納総務課）

## 告示

### 福島県告示第三百六十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和六年六月七日救急病院として認定した。

令和六年六月十一日

名称

福島南循環器科病院

所在地

福島市方木田字辻の内三番地 令和九年六月六日  
の五

福島県知事 内堀雅雄

認定有効期限

（地域医療課）

### 福島県告示第三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、高谷沼地区に係る県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業（一般整備型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年六月十二日から（二十日間）  
同年七月一日まで

三 縦覧の場所

福島市役所

（農村計画課）

## 公告

### 公告第一百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年六月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区  
の名称  
袋原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 金子 久夫 河沼郡会津坂下町大字長井字家ノ下二三七八番地一

同 渡部 光一 喜多方市慶徳町豊岡字川前三六六二番地

同 加藤 操 河沼郡会津坂下町大字長井字横岩四六〇九番地八三

同 服部 孝一 同 郡同 町大字長井字横岩四六〇九番地一四四

同 永山 廣行 同 郡同 町大字長井字小山一四〇三番地二

同 加藤 平喜 喜多方市慶徳町山科字卷三三六六番地

同 佐藤 忠孝 河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一五二番地

同 金子 惣一 同 郡同 町大字長井字花畑二一〇五番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 金子 久夫 河沼郡会津坂下町大字長井字家ノ下二三七八番地一

同 渡部 光一 喜多方市慶徳町豊岡字川前三六六二番地

同 永山 廣行 河沼郡会津坂下町大字長井字小山一四〇三番地二

同 佐藤 眞治 同 郡同 町大字長井字横岩四六〇九番地三四

同 齋藤 見夫 同 郡同 町大字長井字横岩四六〇九番地二四九

同 田中 博 同 郡同 町大字長井字宮田二〇三七番地一

同 佐藤 忠孝 同 郡同 町大字長井字花畑二一五二番地

同 加藤 平喜 喜多方市慶徳町山科字卷三三六六番地

(農村計画課)

**公告第113号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるテレメータ保守点検業務（流総管理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年6月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
システム運用保守業務（流総管理） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
81,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

（土木総務課）

**公告第114号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年6月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコンⅣ 572台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和7年1月31日（金）
  - (4) 納入場所 福島県警察本部情報管理課
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年7月3日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年6月11日(火)から同年7月3日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙14枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年6月19日(水)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年6月19日(水)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年7月24日(水)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日(火)午後5時までに必着のこと。)

## 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer 572 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 24 July 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 23 July 2024

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

**福島県警察本部公告第69号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける外部系ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年6月11日

福島県警察本部長 若 田 英

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 外部系ネットワークシステム機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月28日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和6年6月11日(火)から同年7月19日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同月15日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和6年7月22日(月)午前10時

(2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年7月19日(金)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: External network system equipment 1 set (including related costs concerning installation, maintenance and removal of the equipment, and installation, setup, adjustment, transition, formulation and tests of the software, etc.)

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 22 July 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 July 2024

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho,

Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)